

# 社会福祉と企業活動の接点を探る

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会(経営企画幹) 田中 稔

読者の皆さままで社会福祉協議会という組織をご存知の方は多くないかもしれません。「社協」(しゃきょう)という略称をご存知だとすれば、それはかなりの福祉“通”です。

本稿では社会福祉協議会について少しでもご理解をいただくとともに、私たちが今進めようとしている企業の皆さまとのかかわりについてお伝えできればと思います。

## 1 社会福祉協議会とは

### 社会福祉協議会は三種類

社会福祉協議会(以下「社協」)は市町村組織、都道府県組織、全国組織、の三種類があり(図1)、それぞれ市町村社協、都道府県社協、全社協(全国社会福祉協議会の略)と呼ばれています。これらは本部と支部といった関係ではなく、各々が独立した組織です。

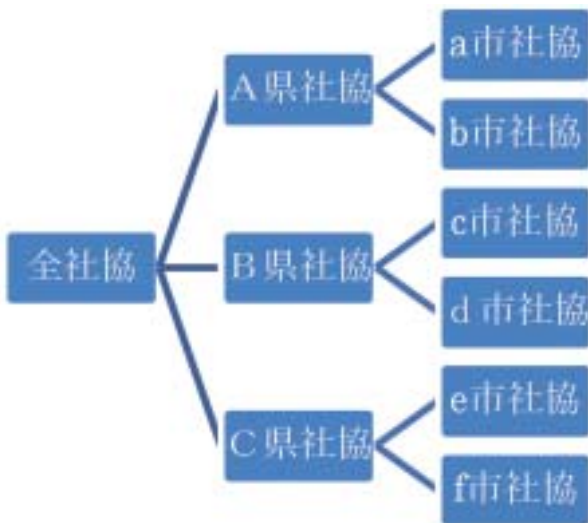


図1 社協の体系

各市町村に一か所、各都道府県に一か所といった設置制限があることや、行政から事業委託を受けている組織が多いことなどから行政機関と誤解されがちですが、社会福祉法人<sup>(※1)</sup>という民間組織です。

皆さまに最も身近なところにあるのは市町村ごとに設置されているもので(例:さいたま市社会福祉協議会)、埼玉県では全市町村に設置されています。なお市町村社協によっては、法律に定めのあるものではありませんが、自治会などの単位で社協を組織している場合もあります(地区の名称をあてて〇〇地区社協と呼ぶ例が多いです)。

そして都道府県社協は都道府県ごとにあり、全社協は唯一の全国組織です。

ただ、法令上は同じ種類の組織とはいえ、取り組みは市町村ごと、あるいは都道府県ごとに多様で大きく異なるのが特徴です。

### イギリスで産声をあげ戦後に再編

我が国の社協の歴史は1908(明治41)年の中央慈善協会<sup>(※2)</sup>の発足に端を発しています。

歴史的な萌芽は19世紀後半のイギリス(ロンドン)のCOS<sup>(※3)</sup>にまで遡るとする考え方がありますが、我が国において組織的な整備が進むのは戦後で、GHQ占領政策の中で再編され、先ずは全社協と都道府県社協が法令に定められ、その後、1983(昭和58)年に市町村社協が加えられて今日に至っています。

- ※1 社会福祉事業を行なうことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人(社会福祉法第22条)。
- ※2 現在の全国社会福祉協議会の前身。ちなみに中央慈善協会の初代会長は埼玉県出身で我が国の近代経済社会の礎を築いた澁澤栄一
- ※3 Charity Organization on Society(慈善組織協会)。組織的に行われる福祉活動の源流として理解されている。
- ※4 互いの多様性を認め合いつつ共生しうる社会であろうとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。ノーマリゼーション。



写真1 保育所での初めてのボランティア体験！



写真2 笑顔いっぱいの幼児教室のボランティア

## 社協のめざすもの

福祉サービスを必要とする方々が自立生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が得られるような地域社会づくり（ノーマライゼーション<sup>\*4</sup>）を専門家（専門機関や福祉施設など）や地域住民と協力しながら進めること。それが社協のめざすものです。これを「地域福祉の推進」と言います。

行政や民間の福祉サービスの質と量が充実していて、住民の人権意識や福祉意識が高く、また自ら福祉活動に参加しようとする人もたくさんいる、そんな地域づくりを進めることが社協の本質です。

## 2 市町村社協の取りくみ

現在では埼玉県内の全ての市町村（70か所）に社協があります。市町村社協は読者の皆さま個人々々と一番近いところに存在し、また各企業の所在地の市町村にも必ず社協がありますので、皆さまにとって最も近い存在と言えます。

各市町村社協によって取り組みは多種多様で地域性が豊かですが、事業は概ね三つに分類できます。

### ボランティア活動の振興—企業との接点も—

その第一は、住民（個人や団体）による福祉活動の営みを豊かにする働きです。

住民における人権意識や福祉理解を深め、ボランティア活動・市民活動への参加機会を増やし、意欲ある方なら誰でもいつでも福祉活動に参加できるような地域づくりをしています（埼玉県内の全市町村社協がボランティアセンターを設置しています）。（写真1・2）

企業の皆さまにも、組織としてあるいは個々の社員の皆さまが地域に貢献できるような機会や場を探したり、ご相談に応じたりといったことが考えられますので、個人か団体かを問わず是非ご活用いただきたいと思えます。

その他、自治会や町内会くらいの小さな単位での福祉活動や、障害を持つ方やその家族同士の支え合いの取組支援なども行っています。

### 福祉サービス利用の支援—金銭管理なども—

第二には相談・支援の働きです。

福祉の仕事の基本的な機能のひとつです。専門的な相談窓口（地域包括支援センターなど）を設けている社協もありますし、ワンストップで即解決とはいかないまでも、あらゆる相談を受け止めて（総合相談・心配ごと相談など）適切な相談機関を紹介する場合があります。

また、福祉サービス利用者の中には、ご自身だけの力ではサービスを利用したり相談し

たりすることが難しい方や金銭の管理が十分にできない方もおられます。そういった方々への支援を行うことも社協の仕事です（日常生活自立支援事業）。

全国的には最近、障害者や高齢者に対する虐待防止や悪徳商法の被害を防止する取り組みを行っている社協も出てきています。

### 直接的なサービス提供—在宅福祉サービス

第三に、一般的に在宅福祉サービスと総称する働きです。

在宅で暮らす障害者や高齢者の方々に介護などの直接的なサービスを提供している社協もたくさんあります。埼玉県内では多くの市町村社協が介護保険制度や障害者自立支援法に基づくサービス（ホームヘルパー派遣など）を行っています。

これらの社協では住民の福祉活動を広げたり相談支援を行ったりすることに加えて、直接的に介護などのサービス提供をすることで、総合的に福祉活動を行っていると言ってもいいかもしれません。

## 3 埼玉県社会福祉協議会の取り組みと企業活動との接点

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」）は1951（昭和26）年に発足し、埼



写真3 福祉従事者の研修



写真4 本会の広報誌 SAI

玉県内の市町村社協、社会福祉施設、民生委員・児童委員などを会員とする組織として様々な事業に取り組んできました。

### 広域的な活動支援から個別支援まで

本会は福祉現場（社会福祉施設や市町村社協など）に対する間接的な支援に軸足を置いて取り組んできました。

埼玉県域からの広域的な立場による調査活動、埼玉県内の市町村社協や社会福祉施設の活動支援、福祉従事者への研修（写真3）、福祉広報活動（写真4）などです。

しかし、それらに加え徐々に県民の皆さまと直接的にかかわる仕事は時代の変化に応じて増えてきています。福祉の仕事の就職あつせん（写真5）、福祉施設などでのサービス利用者からの苦情相談、福祉機器の展示（写真6）などです。

さらには埼玉県行政からの指定による介護支援専門員資格の試験や彩の国すこやかプラザ（埼玉県社会福祉総合センター、於：さいたま市浦和区）（写真7）の運営管理など業務が多様化しています。





写真5 福祉の仕事合同面接会



写真6 福祉機器展示場 スマイル館



写真7 彩の国すこやかプラザ

### 企業の皆さまとの接点を求めて

そういった中で、本会では特に企業の皆さまとお付き合いを広げることによって企業活動と福祉活動のコラボレーションを創造できないかと取り組み始めています。

### 企業組合などへの訪問による学び

昨年、私たちは埼玉県内の企業協同組合、商工会議所、工業団地、中小企業団体などを訪問させていただきました。

企業の皆さまがどんな社会貢献活動を行っておられるか、本会がお役に立てることはな

いか、市町村社協とのかかわりを創出できないか、などをお尋ねするためです。

訪問を通じて、多くの企業の厳しい経済状況と、苦しい中からも地域のイベントへの参加、清掃活動などの環境保全、防災・防犯活動、小中学校の社会見学受入や出張授業といった教育支援など、社会貢献活動を模索している実情を学ばせていただきました。(写真8)

### 企業と地域とのパートナーシップづくりへの支援

そして、企業による社会貢献活動や社員のボランティア活動参加の取り組みを少しでも進めていただくことを支援するための事例を収集し、パンフレットや広報誌などで紹介してまいりました。(写真9)

これまで集めた事例からは、使用済み切手のリサイクル活動を始め福祉施設のイベントでのボランティア活動、品質には問題ないが規格外であることなどで企業から廃棄される食品を有効活用する取りくみなど、社員個人のちょっとしたものから企業をあげてのものまで様々な活動とその工夫の様子が伺えます。



写真8 あいおい損害保険株式会社埼玉本部による地域貢献活動



写真9 あなたにもできる身近なボランティア

### 企業のノウハウとマンパワーを福祉活動に

この間、企業の皆さまのご努力を学ばせていただくことができましたが、今後は福祉分野に対する企業のノウハウやマンパワーによる支援が、非常に大切な営みと位置づいていくものと考えています。

例えば、埼玉県内の多くの障害者施設では障害者の方々が食品、木工製品、織物・縫製品、陶器、炭製品、革製品、紙製品などの製造販売や印刷などの仕事を行っています。しかし、その多くは設備や専門知識やノウハウの蓄積が乏しく、どうしたら良い商品を作り、販売していけるのかに悩み苦しんでいます。取引先の新規開拓も課題です。結果的に障害者の方々の工賃は十分なものとは言えません。(表1)

その他、企業への障害者の方々の就職、その準備段階での就労実習への協力など、企業

の力を地域の福祉活動に発揮していただきたい機会は多々あります。

厳しい経済状況ではありますが、地域の一員として企業の皆さまと社協と福祉サービス利用者と地域住民とのコラボレーションを豊かなものにしていく、その役割を発揮していきたいと考えています。

## 4 まとめにかえて

社会福祉制度やその基本となる考え方は大きく変化してきました。

福祉のサービスや活動はサービスの提供者と受給者という一方通行的な関係ではなく、福祉サービスの提供者も活動者（ボランティアなど）も地域住民も協力しあいながらノーマライゼーションを実現し維持させていく主体（担い手）と考えられています。それは現状では未だ目標概念かもしれませんが、ひょっとしたら貴方の手の届くところに貴方の力を必要としている場や機会があるかもしれません。

拙稿が地域の福祉活動に少しでも関心を寄せていただくきっかけとなれば幸いです。貴方の街の市町村社協、そして本会へのご協力とご支援をお願いいたします。

